

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第六十号

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三十一条及び同法第六十四条の規定により、学校法人の寄附行為を次のように認可した。

昭和三十三年二月二十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

目次

- ◇告示 学校法人の寄附行為の認可
私立各種学校等の設置、廃止等
土地改良区の設立認可
種畜証明書の書換交付
結核、ブルセラ病等の検査、駆除等
建設業者の登録まつ消
昭和三十三年度自営官の第一次募集
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公告 二級建築士資格選考による第二次合格者氏名

衛

名	称	設立代表者氏名	事務所の所在地	認可年月日	備考
学校法人	米子高等学校	野坂 寛治	米子市東町一一八 (米子幼稚園内)	昭和三十三年 二月二十日	私立学校法第三十一条
学校法人	鳥取自動車学校	安田 通忠	鳥取市安長外河原	"	私立学校法第六十四条
学校法人	鳥取県理容美容 専門学校	段田 梅夫	" 上町九〇番地	"	"

鳥取県告示第六十一号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条及び同法第八十三条において準用する第四条の規定により、私立高等学校、私立各種学校の設置、私立幼稚園の設置

設置することを認可した高等学校

名 称 所在地

米子高等学校 米子市愛宕町四八番地

設置することを認可した各種学校

名 称 所在地

鳥取県理容美容専門学校 鳥取市上町九〇番地

設置者の変更を認可した学校

名 称 所在地

愛真幼稚園 鳥取市西町六二番地

小さき花園幼稚園 " 東町一六五番地

聖テレジア幼稚園

倉吉市瀬崎町二七三三ノ三番地

者変更ならびに私立各種学校の廃止を次のように認可した。

昭和三十三年二月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

設置者 認可年月日

学校法人米子高等学校 野坂 寛治 昭和三十三年二月二十日

設置者 認可年月日

学校法人鳥取県理容美容専門学校 段田 梅夫 昭和三十三年二月二十日

設置者 認可年月日

宗教法人日本基督教団鳥取教会 常田 二郎 昭和三十三年二月二十日

宗教法人カトリック広島司教区 荻原 晃

廃止することを認可した学校

名 称 所在地

智頭洋裁学院 八頭郡智頭町大字智頭

鳥取県告示第六十二号

米子市大崎木村繁隆ほか十七人の者から、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により大崎土地改良区設立の認可申請があつたので、当該土地改良事業計画（区画整理）及び定款につき審査の結果、右申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十三年二月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧の期間

昭和三十三年三月一日から同年同月二十日まで

設置者 認可年月日

安東 光子 昭和三十三年二月二十日

三 縦覧の場所 米子市役所

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第六十三号

次の種番につき種畜証明書の書換交付があつた。

昭和三十三年二月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

種畜証明書番号 名前 種類

昭三二鳥取一 第十六栄造 黒毛和種

第一三三号 伊山 "

第一七号 第七保命 "

第二四号 第三七スプリン グポツシユフォ 1プス ホルスタ イン種

鳥取県告示第六十四号

次のように結核、ブルセラ病、肝てつ、検査並びに駆除及び豚コレラ予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により牛及び豚の所有者に対して検査並びに注射をうけることを命ずる。

昭和三十三年二月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 結核、ブルセラ病、肝てつ並びに豚

旧飼養者住所氏名

鳥取県八頭郡船岡町 上田 長蔵

" 西伯郡岸本町 船橋 智章

" 影山 節

岩手県岩手郡雫石町 小岩井農協

新飼養者住所氏名

鳥取県岩美郡福部村 山根 邦治

" 日野郡江府町 川上 清

" 米子市上福原 鋪倉 忠夫

" 東伯郡赤碓町 鳥取県種畜場

コレラ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核、ブルセラ病検査…搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛、及びこれらの牛と同

一施設内で飼育している牛、ただし生後六箇月、

分娩前一箇月及び分娩後十日以内のものを除く。

肝てつ、検査…牛、ただし生後三箇月以内、分娩前後

一箇月以内のものを除く。

豚コレラ予防注射…豚、ただし生後四十日以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射、駆除の方法

結核病検査 皮内注射法

ブルセラ病検査 急速凝集反応法、試験管凝集反応法

肝てつ、検査 皮内注射法、虫卵検査法

肝てつ、駆除 ヘキサクロロエタン製剤投与

豚コレラ予防注射 豚コレラクリスタルバイオレット

ト予防液皮下注射

別表 1 豚コレラ予防注射

実施月日 実施区域 実施場所

三月十二日 西伯郡西伯町法勝寺 法勝寺家畜検査場

十三日 " 大國 大國 "

十四日 " 天津 天津 "

十七日 米子市尙徳 尙徳 "

十八日 " 成実 成実 "

十九日 " 春日 春日 "

二十日 西伯郡日吉津村 日吉津 "

2 肝てつ検査及び駆除

三月二十四日 米子市崎津 崎津家畜検査場

" " 彦名 彦名 "

二十五日 境港市余子 余子 "

" " 渡 渡 "

二十六日 " 中浜 中浜 "

" " 米子市夜見 夜見 "

" " 富益 富益 "

二十七日 " 和田 和田 "

" " 大篠津 大篠津 "

3 結核、ブルセラ病検査

第一 実施月日

第二 実施区域

第三 実施場所

三月二十五日 米子市尙徳 青木家畜検査場

" " 西伯郡西伯町天津 天津 "

二十四日 三十七日 伯仙町大高 箕蚊屋普及事務所
鳥取県告示第六十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定に

登録番号 登録年月日 名称
鳥取県知事登録 昭三一、四、一八 佐野工務店
（に）第四二三三号

よる廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。
昭和三十三年二月二十八日
鳥取県知事 遠 藤 茂
所在地 申請者氏名 まつ消年月日
米子市紺屋町一〇八 佐野 秀雄 昭三三、二、一一

鳥取県告示第六十六号

自衛官（二等陸海空士）の補充に伴う昭和三十三年度第一次募集について次のとおり定める。
昭和三十三年二月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 応募資格
昭和八年六月二日から昭和十五年六月一日までに生れた（昭和三十三年六月一日現在十八才以上二十五才未満）日本国籍を有する男子で、学校教育法に定める中学校卒業程度の学力を有し、かつ自衛隊法第三十八条

の欠格事項に該当しないもの。
二 試験科目
中学校卒業程度の学力について行う筆記試験（国語、数学、社会）身体検査及び口述試験とする。
三 受付期間
昭和三十三年三月一日（土）から四月十五日（火）まで
四 志願票提出先
志願者の現住所の市町村役場
五 試験期間

昭和三十三年四月二十五日（金）から五月十一日（日）までの間
六 試験場所
鳥取市、倉吉市、米子市、境港市、用ケ瀬町、黒坂町の六箇所（ただし境港市、用ケ瀬町、黒坂町においては筆記試験のみを行い、その仮合格者に対して鳥取市及び米子市の試験時に身体検査並びに口述試験を行う。）
（注）
試験日時及び試験場については後日再告示し志願者には試験期日までに通知する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年二月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 穰

公 告

一 日 時 昭和三十三年三月五日午前十一時
一 場 所 鳥取県教育委員会 会議室
一 議 題 1 昭和三十三年度予算について
2 定例報告
3 その他

建築士法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百十四号）附則第二項の二級建築士資格選考による第二次合格者は次のとおりである。
昭和三十三年二月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

受付番号	氏 名	受付番号	氏 名
い 22	中谷 政一	い 48	竹森光次郎
い 37	矢部 源蔵	い 121	梶田万亀次郎
い 82	山本 直育	い 81	藤原 虎治

